

2021

学友会登録団体 秋季募集要項

- ☐はじめに
- ☐スケジュール
- ☐審査基準
- ☐一次審査
- ☐二次審査
- ☐審査結果発表
- ☐学友会 HP
- ☐ご質問・お問い合わせ



立命館大学学友会

はじめに

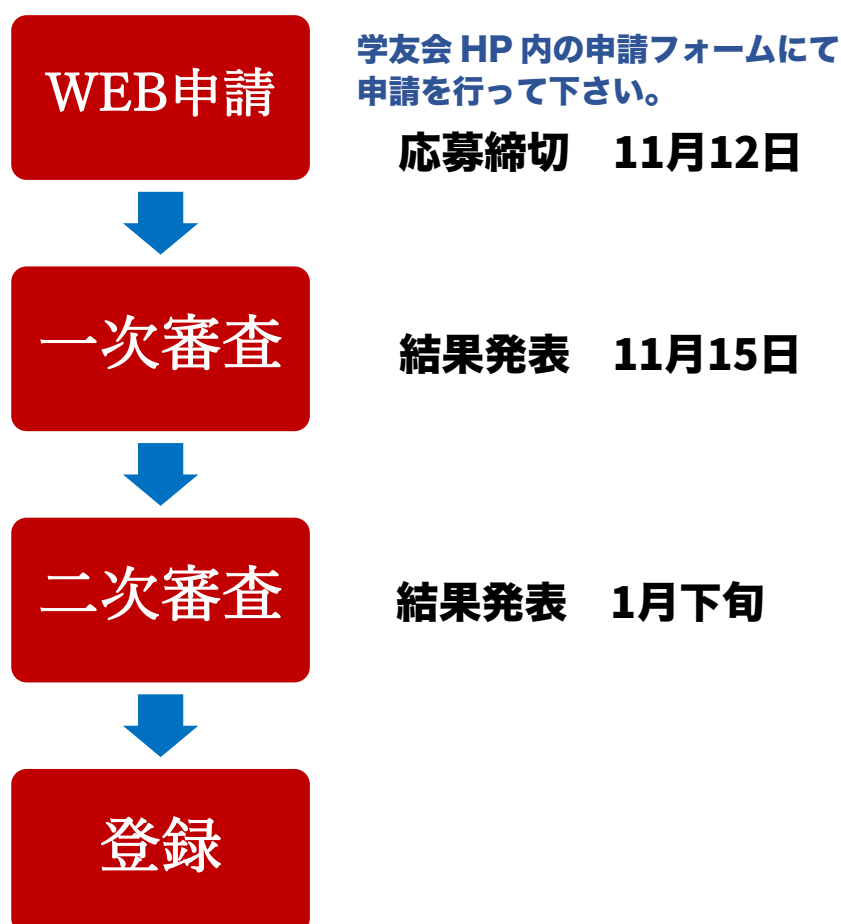
立命館大学の全学生によって構成されている学生自治組織「立命館大学学友会」では、皆さんの課外自主活動を支援するために登録団体制度を設けています。登録団体に登録されると学内の施設利用など様々な支援を受けることが出来ます。登録団体の募集は一次審査（書類審査）と二次審査（ヒアリング審査）による2回の審査を経て登録団体に登録できるかどうかが決まります。登録を検討されている方は以下の要項を熟読の上、期日内に所定の申請を行ってください。

学友会への団体の新規登録には、学友会の基準に適切な団体であるかどうかという審査が必要であり、申請さえすれば登録される単純な“登録制”とは意を異にします。

スケジュール

WEB申請期間	10月23日（土）～11月12日（金）※学友会HPから申請
一次審査結果発表	11月15日（月）
二次審査	11月22日（月）～12月10日（金）
	※二次審査日程の詳細はご相談の上決定します
二次審査結果発表	1月下旬予定

学生オフィスとの協議の兼ね合いもあり一概に最終結果発表日を確定させることは致しかねます。また、応募について期限を超えての受付は一切行いません。



審査基準

登録団体に志願できる団体は次の各号を満たし、かつ、立命館大学学友会所属団体規定「4. 登録団体は守るべきこと」が全て満たされている団体です。（登録団体規定につきましては巻末に添付しています。）

- ① 学友会に提出する団体情報に虚偽がないこと。
- ② 外部団体の支部またはそれに関連する活動を行う団体でないこと。
- ③ 宗教的活動を主目的とする団体でないこと。
- ④ 反社会的活動及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- ⑤ 活動趣旨が明確に定まっていること。
- ⑥ 大学所管団体（学部プロジェクト団体, 自主ゼミ, 奨学金採用団体¹など）として登録していないこと。但し次セメスター以降は大学所管団体としてではなく、学友会登録団体として活動していく意思がある場合はこの限りではない。
- ⑦ 団体活動に関連する各種手続き（決算・継続手続き等の提出）の期限を遵守すること。

特に「⑤活動趣旨が明確に定まっていること」を満たせていない団体が見受けられます。申請の際は以下の点に注意して下さい。

- 例えば活動内容を『オールジャンルスポーツ』で申請する団体におきましては一つの競技を行う団体とは違い多様なスポーツ競技を行うことで学生がどういった経験を得ることができるのか、課外活動として何を学び、何を感じることができるのか、など活動趣旨を明確に記載するようにして下さい。
- 既存の種目がある団体で新しく登録申請する団体におきましては、自団体は他の団体とどういった点で違うのか、など特徴をお書き下さい。

また過去に学友会所属団体として登録していたが継続届の提出を怠った為に新規登録団体として再度申請を行う場合はその旨を申請フォームの指定された項目にご記入下さい。

¹立命館大学学びのコミュニティ 集団形成助成金採用団体

一次審査（書類審査）について

立命館大学学友会HPのフォームにて必要事項を記載していただきます。
その際、団体に関する所定の情報を入力していただきます。その内容をもとに審査基準を満たしているかで一次審査の結果を判断します。

【注意点】

- ・ここに入力された内容のみで全て審査を行いますので「具体的」かつ「正確」に記入をお願いします。
- ・入力欄に空欄が多い場合、指定の文字数に達していない場合は審査を行いません。

【部員一覧の添付について】

エントリーの際、部員の一覧データを提出していただく必要があります。学友会 HP からフォーマット（Excel ファイル）をダウンロードの上、部員の方の名前、学部、学年、学籍番号を一覧にしてそのデータを申請フォームに添付の上で提出して下さい。

二次審査（ヒアリング審査）について

書類ではわからない点を中心に具体的にお話を伺います。団体の三役の方（代表・副代表・会計）がお越し下さい。

- 【日時】 11月22日（月）～12月10日（金）
- 【所要時間】 30～90分程度
- 【日時・場所】 二次審査の日は一次審査結果発表時に個別にお伝えします。
- 【日程調整について】 授業・課外活動等で参加が難しい時間帯がある場合は申請フォームの指定された項目に記載して下さい。

なお、団体のことが客観的にわかる資料がございましたらヒアリングの際にご提示ください。
例年は対面で行いますが、今回はZoomを用いてリモートにて実施いたします。

審査結果発表

一次・二次共に審査結果の発表は立命館大学学友会 HPで公開します。

（詳細は「学友会HPについて」をご覧ください。）

【発表日時】（予定）

- 一次審査結果発表 11月15日（月）
- 二次審査結果発表 1月下旬

学友会登録団体として承認された団体は、大学のシステムに団体登録されます。登録団体として活動するには、部員情報を登録していただく必要がございます。

詳細は審査結果発表後、二次審査を通過された団体の方にご連絡させていただきます。

立命館大学学友会HPについて

今後結果の発表も含め、諸連絡は全て立命館大学学友会HPを通じて行います。スケジュール等に変更が出る場合もございますので適宜ご確認下さい。

【URL】

<https://www.ritsumeai.club/>

【QR コード】



ご質問・お問い合わせ

ご質問に関しましてはメールにて対応致します。下記のアドレスに質問事項をお送り下さい。現在、キャンパス入構制限措置が取られておりますので、お問い合わせはメールにてお願い致します。例年、登録団体の権利及び義務について、課外自主活動ハンドブックや各種規約に記載の内容を質問される団体が多く見受けられます。不明点がある場合は、今一度課外自主活動ハンドブック及び立命館大学学友会所属団体規定をご確認の上、お問い合わせくださいますようお願い致します。

なお、審査内容や審査結果についてのご質問は、お答えいたしかねます。あらかじめご了承ください。

また、こちらから一斉送信させていただくメールが、迷惑メールに入ってしまう場合があります。あらかじめ設定を変更していただくか、迷惑メールに振り分けられていないか必ず確認するようお願い致します。

【立命館大学学友会中央事務局メールアドレス】

info@r-circle.net

立命館大学学友会中央事務局調査企画部

【衣笠】京都市北区等持院北町 56-1 学生会館 207

【BKC】草津市野路東 1-1-1 セントラルアーク4F アクトオフィス

【OIC】大阪府茨木市岩倉町 2-150 A 棟 3 階 StudentLounge

info@r-circle.net

立命館大学学友会所属団体規定

立命館大学学友会中央常任委員会

1. はじめに

本規定は、立命館大学学友会(以下、本会)に所属する課外自主活動団体(以下、団体)の権利やルールを『立命館大学学友会所属団体規定』として定めたものである。本規定は、学友会所属団体に関する本会の内規である。

2. 所属

本会に所属する団体は、活動実績や規模によって、4つに区分される。また、活動内容にあわせて所属先が分かれる。

1) 区分

本会に所属する団体は、公認団体・同好会・任意団体・登録団体の4つに区分される。

2) 管理

公認団体・同好会・任意団体は、活動内容に合わせて学術本部・学芸総部本部・体育会本部のいずれかに所属し、各本部が担当パートとなる。登録団体は中央事務局調査企画部が担当パートとなる。それぞれのパートは、団体の活動発展のための支援に努める。

3) 登録手続

本会に所属する団体を選別する手段として、「登録制度」を設ける。新たに本会に登録を希望する団体は、中央事務局調査企画部による審査を受けた後、中央委員会の承認をもって登録完了となり、登録団体として区分される。

4) 継続審査

登録制度は年度更新であり、次年度も本会所属団体として活動の継続を希望する場合、継続受付期間中に担当パートによる継続審査を受けなければならない。手続きを行わなかった団体は継続の意思が無いものと見なし、原則登録を抹消する。また、審査の結果、本会所属団体の基準(「4. 学友会所属団体が守るべきこと」)を満たしていないと判断された場合は、継続を認めない。

5) 昇格

登録団体から任意団体への昇格の要件については、学術本部・学芸総部本部・体育会本部それぞれの規定に従う。

6) 登録抹消

団体の都合により登録の抹消を希望する場合、上記担当パートへ趣意書を提出することにより、登録を抹消することができる。また、「4. 学友会所属団体が守るべきこと」に対し、重大な違反があった場合及び申請書類に虚偽報告があった場合には、担当パートは中央委員会の承認をもって団体の登録を抹消することができる。

7) 個人情報保護

団体の個人情報の取り扱いについては、『立命館大学学友会個人情報保護に関する規定』を遵守する。

3. 学友会所属団体に対する支援

本会に登録された団体は一定の支援を受けることができる。支援内容については別途定める。また、大学からの支援については学生オフィスと協議のうえ決定する。

4. 学友会所属団体が守るべきこと

本会に所属する団体は、以下に示された事項を守らなければならない。事項が守られない場合、活動停止・登録抹消を含めた措置をとることがある。また新規に団体を登録する場合は、下記の事項を満たしているかどうかの審査を行う。

- ①活動内容・目的が明確であること
- ②法律・学則・本会の諸規約に反する活動の禁止
- ③営利を目的とした活動の禁止
- ④学内外を問わず、一切の暴力活動の禁止
- ⑤外部団体への勧誘を目的とした団体活動の禁止
- ⑥団体としての責任の所在が明確であること
- ⑦同じメンバーでいくつも団体を作って権利拡大を狙う「ダミー団体」でないこと
- ⑧団体活動が民主的に行われていること
- ⑨結成時の団体構成員の過半数が立命館大学の学部生(院生・APU生は含まない)であること
- ⑩会長・副会長・会計の役員を各一名ずつ立命館大学学部生の中から選出すること
- ⑪会長・副会長・会計の役員の兼任の禁止
- ⑫一時的ではなく、継続的な(団体が後輩に引き継がれるよう)活動を行う、もしくはその意思があること
- ⑬明朗な会計活動(年間予算・決算報告)を行うこと
- ⑭学内外の施設、備品利用に際して、その利用規定を守ること
- ⑮役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに担当パートに報告すること
- ⑯定期的にホームページ・メーリングリスト・学友会掲示板などの担当パートからの連絡を確認すること

⑰担当パート、学生オフィスの指示に従うこと。また、規定を守ること

付記

本規定は、中央委員会の承認を受けることにより効力を発揮する。
改定に関しては、中央委員会での承認を必要とする。

以上

2008 年 4 月 20 日 施行

2015 年 4 月 10 日 改正

2019 年 9 月 24 日 改正

立命館大学学友会中央常任委員会

立命館大学学友会 個人情報保護に関する規程

第1章 はじめに

1. 個人情報

個人情報とは、個人を識別できる情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・学生証番号等）をいう。これは、団体の登録やそれに類する書類提出などによって学友会が所有する。

2. 適用対象

本規程は、『立命館大学学友会会則』および『立命館大学学友会所属団体規程』により定められた、機関・学友会所属団体を適用対象とする。

3. 個人情報管理者

個人情報管理者は、中央常任委員長及び各団体の代表者とする。

第2章 責務

1. 団体は、個人情報に関してはこの規程を遵守することとする。
2. 個人情報管理者は個人情報の管理について各団体においてこの規定を遵守するよう行動する。

第3章 安全管理

不用意に個人情報が閲覧できることのないよう、個人情報は厳重に管理する。また、個人情報は原則 5 年間各団体において保存することとする。

第4章 個人情報の利用制限

団体や個人から提供された個人情報は、本人の同意がある場合や提供を受けた業務、その他正当な目的のために使用する。

第5章 第三者提供

団体・個人から提供された個人情報は正当な理由がある場合を除き、いかなる第三者にも提供しない。「正当な理由」とは、団体・個人より承諾を得た場合、及び、警察などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合とする。

第6章 罰則

本規程の禁止事項に抵触した場合には『立命館大学学友会会則』に基づき処罰を行う。

第7章 改廃

本規程の改廃は、全学自治会代議員会の議決を経て、中央委員総数の3分の2以上が出席した中央委員会において、出席中央委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この規定は、2006年2月3日から施行し、2006年2月3日から適用する。

2019年11月8日 一部改正

以上